

国家法秩序回復評議会

野生動物及び野生植物の保護並びに自然地区の保全に関する法律

(国家法秩序回復評議会 法律番号(6/94))

1356年カソン月下弦15日

(1994年6月8日)

国家法秩序回復評議会は下記の法律を制定する。

1. この法律を野生動物及び野生植物の保護並びに自然地区の保全に関する法律と呼ぶものとする。
2. この法律に使用する用語を下記の通り定義する。
 - (ア) 野生動物及び野生植物とは、本来の生息地域に生息する野生動物及び野生植物をいう。
 - (イ) 野生動物とは、本来の生息地域で自然の状態で生息している動物、鳥、昆虫、水中動物、並びにこれらの精子、卵子、胎児、卵及び幼虫をいう。
 - (ウ) 野生植物とは、本来の生息地域で自然の状態で生息している木、藪、蔓、竹、籐、蘭、茸、水生植物、及びこれらの種をいう。
 - (エ) 自然地区とは、野生動物及び野生植物、生態系、または特異な地理的特徴のある地域を将来にわたり保全するため、この法律により定める地区をいう。
 - (オ) 生態系とは、生物、非生物及び植物が調和しながら存在している自然体系、及びその体系により生じる自然環境をいう。
 - (カ) 本来の生息地域とは、野生動物が自然の状態で生息している地区及び野生植物が自然の状態で生息している地区をいう。
 - (キ) 動物園とは、野生動物を飼育して研究を行うことができるよう、また料金を徴収して公衆が見学し楽しむことができるよう設立された公園をいう。
 - (ク) 植物園とは、野生植物及び植えられた植物を維持して研究を行うことができるよう、また料金を徴収して公衆が見学し楽しむことができるよう設立された公園をいう。
 - (ケ) 森林地区とは、森林法により整備された保護林及び告示される保護地区外の保全林をいう。
 - (コ) 委員会とは、この法律により組織される野生動物及び野生植物の保護並びに自然地区の保全委員会をいう。
 - (サ) 監督委員会とは、この法律により設立される動物園及び植物園監督委員会をいう。
 - (シ) 大臣とは、森林省大臣をいう。
 - (ス) 局長とは、森林局長をいう。
 - (セ) 森林官とは、この法律にある業務の遂行を委任された森林局の市担当官から

局長までの行政官をいう。

(ソ) 森林局職員とは、この法律にある業務の遂行を委任された森林局の森林監督から局長までの職員をいう。

第2章

目的

3. この法律の目的は下記の通りである。
 - (ア) 政府による野生動物及び野生植物の保護に関する方針の実施
 - (イ) 政府による自然地区の保全に関する方針の実施
 - (ウ) 野生動物、野生植物、ならびに渡り鳥の保護、および生態系の保全に関して、国が批准した国際条約等の履行
 - (エ) 絶滅の危機にある野生動物、野生植物及びそれらの本来の生息地域の保護及び保全
 - (オ) 自然科学に関する調査研究の支援
 - (カ) 動物園及び植物園の設立による野生動物及び野生植物の保護

第3章

委員会の設立及び業務

4. 内閣は、
 - (ア) 下記の人物による野生動物及び野生植物の保護並びに自然地区の保全委員会を設立しなければならない。

① 森林省大臣	委員長
② 関連する省庁、政府機関の代表	委員
③ 関連する知識人、専門家	委員
④ 委員長が任命する者	書記
 - (イ) 必要があれば、委員会に副委員長、書記補佐を定めることができる。
5. 政府職員ではない委員会委員は大臣が定めた報奨金を享受することができる。
6. 委員会の業務は下記の通りである。
 - (ア) この法律の目的を実現するための指示を出すこと
 - (イ) 政府が野生動物及び野生植物の保護に関する方針を策定するための提言を行うこと
 - (ウ) 政府が自然地区の保全に関する方針を策定するための提言を行うこと
 - (エ) 自然地区の指定並びに動物園及び植物園の設立のために関係する省庁、政府機関と協議すること
 - (オ) 野生動物及び野生植物の保護、並びに自然地区の保全に関する事業の実施を監督すること

- (カ)絶滅の危機にある野生動物及び野生植物の保護のための指示を出すこと
- (キ)自然科学に関する調査研究事業の実施に関する指示を出すこと
- (ク)諸外国、国際機関、地域的国際機関等と連携すること

第4章

自然地区の指定、並びに動物園及び植物園の設立

7. 自然地区の種類として下記のものがある。
 - (ア)科学保護区
 - (イ)国定公園
 - (ウ)国定海洋公園
 - (エ)自然保護区
 - (オ)自然動物保護区
 - (カ)ジオパーク
 - (キ)大臣が定めるその他の自然保護区
8. 大臣は、
 - (ア)内閣の承認を得て、いずれの地域においても、この法律の目的のため必要であれば告示を出し、
 - ① 種類ごとに自然地区を指定することができる。
 - ② 動物園及び植物園を設立することができる。
 - (イ)森林地区以外で、他の省庁または政府機関の管轄下にある土地において、(ア)項にある地区の指定または公園の設立が必要な場合、関連する省庁、政府機関と事前協議を行わなければならない。
 - (ウ)個人もしくは民間団体が耕作権、保有権、使用权、利益享受権、相続権、譲渡権を持つ土地において、(ア)項にある地区の指定または公園の設立が必要な場合、土地の没収に関する法律に則り土地を没収するため関連する省庁と事前協議を行わなければならない。
 - (エ)いずれの地区、いずれの土地においても、(ア)項にある地区の指定または公園の設立を目指すことについて、定められた方法に則って、事前に公示しなければならない。
 - (オ) (ア)項にある地区の指定または公園の設立がなされる土地に居住する国民の権利の侵害について、定められた方法に則った、調査、並びに土地の指定及び事業設立等を実施するための事前調査チームを組織して、その業務内容を定めなければならない。
9. 内閣の承認を得て、大臣は、
 - (ア)第8条で指定された特定の自然地区の全域またはその一部の変更、種類の変更または廃止を行うことができる。

- (イ)第8条により設立された動物園または植物園の全域またはその一部の変更または廃止を行うことができる。
10. 大臣は、
- (ア)第8条により設立される動物園及び植物園毎に、それを管理監督するための監督委員会を組織し、その業務内容を定めなければならない。
- (イ)必要に応じて監督委員会を改編または廃止することができる。
11. 局長は、第8条により自然地区が指定または公園が設立される土地に居住する国民の侵害される権利と利益を享受する権利への補償を、大臣の承認を得て、実施しなければならない。
12. 大臣の承認を得て、局長は、
- (ア)立ち入り禁止区域を除いて、自然地区内での科学的な調査研究、自然環境の観察及び余暇活動について、規則を定めた上で、許可することができる。
- (イ)自然地区に外部環境から危険を及ぼすことがないように、又被害を与えることがないように必要な措置を定め実施することができる。
- (ウ)野生動物及び野生植物を諸外国と交換することができる。
13. 局長は、
- (ア)自然地区において将来にわたり野生動物を保護するための個体数の調整を行うため、捕獲、駆除を行うための計画を定め実施することができる。
- (イ)第8条により設立される動物園及び植物園内において観察もしくは余暇活動を行う者が順守しなければならない規則を定め、公告しなければならない。
14. 森林局は、委員会または大臣が策定した指示に則り、自然地区の種類ごとに下記の事業を実施しなければならない。
- (ア)科学保護区内で自然科学に関する事象の変化を調査研究するために保全すること。
- (イ)国立公園内で生態系の保全を行うこと及び自然の状態を破壊せずに調査研究をすることができるよう、並びに公衆が見学及び余暇活動を行うことができるよう許可すること。
- (ウ)国立海洋公園内で自然の状態で生息している動物、その動物の生息地であるサンゴ礁、岩礁、海藻及び沿岸並びにデルタ地帯で生息している野生動物、それら野生動物の生息地を自然の状態に保つために保全すること。
- (エ)自然保護区内で珍しい野生植物及び自然の状態で幾世代にもわたり続いている生態系が永続するように保全すること。
- (オ)自然動物保護区内で野生動物が何からも影響を受けずに生活できるよう保全すること、及び渡り鳥が飛来する場所である浅瀬の保護区を保全するために国際組織と連携すること。
- (カ)ジオパーク内で珍しい自然の状態及び伝統的に有名な地区を保全すること。

第5章

保護野生動物及び保護野生植物

15. 大臣の承認を得て、局長は、
- (ア) 絶滅の危機から守らなければならない野生動物を下記のように分類して公告しなければならない。
 - ① 特定保護野生動物
 - ② 一般保護野生動物
 - ③ 季節保護野生動物
 - (イ) 絶滅の危機から守らなければならない野生植物名と地域を定めて公告しなければならない。
 - (ウ) 保護野生動物及び保護野生植物の保護計画を策定して実施しなければならない。
 - (エ) 保護の指定を行わなければならない野生動物及び野生植物が他の省庁及び政府機関の管轄下にある場合、関連する省庁または政府機関と協議し実施しなければならない。
16. 大臣の承認を得て、局長は、
- (ア) 特定保護野生動物について科学的な調査研究を行うことができるように、調査研究権を与えられた省庁、政府機関または非政府機関に対して、規則を定めた上で、捕獲権、保有権を与えることができる。
 - (イ) 保護野生植物について科学的な調査研究を行うことができるように、調査研究権を与えられた者に対して、実験、繁殖を行うことができるように、保全している自然地区からの持出し権、運び出し権、保有権を与えることができる。
17. 局長は、
- (ア) 一般保護野生動物及び季節保護野生動物の内、経済事業を目的として飼育することのできる野生動物名を公告することができる。
 - (イ) (ア) 項により公告された、経済事業を目的として飼育される野生動物の捕獲権、飼育権、または譲渡権を、規則を定めた上で、第三者に与えることができる。
 - (ウ) 一般保護野生動物及び季節保護野生動物を、趣味で、または伝統に則り飼育することを、規則を定めた上で、許可することができる。
 - (エ) 自然地区に隣接する地域で、必要に応じて、いかなる動物も自然地区内で伝染病を移すこと及び混血することの無いように、適切な計画を策定して、または指導を行うことができる。
- 18.
- (ア) 局長は、経済事業を目的として飼育される野生動物またはその一部を、大臣の承認を得て、国外に送ることができるように証明書を発行することができる。
 - (イ) 局長から委任を受けた森林官は、狩猟権または経済事業を目的として飼育する権利を与えられた野生動物またはその一部を、市の境界を越えて持ち出すことを許

可することができる。

第6章

狩猟

19. 局長は、自然地区に生息する野生動物及び保護野生動物を除くその他の野生動物の狩猟を行う者に対して、規則を定めた上で、狩猟免許証を発給することができる。
20. 狩猟免許証を発給された者は、
 - (ア) 既定の狩猟免許料を納めなければならない。
 - (イ) 狩猟免許証の規定を順守しなければならない。
 - (ウ) 森林局による検査を受けなければならない。

第7章

動物園及び植物園の設立運営権

21. 内閣の承認を得て、大臣は、
 - (ア) 第8条により設立された動物園及び植物園を、国家の利益のために、政府と個人若しくは事業団体との合弁事業として営むことについて、または個人若しくは事業団体が運営することについて、定められた方法に則り申請を行うことを、それに関する規定を定めた上で、許可することができる。
 - (イ) 民間の動物園または植物園の設立運営について、定められた方法により申請を行うことを、それに関する規定を定めた上で、許可することができる。
22. 大臣は、
 - (ア) 必要があれば、第21条（ア）項により設立運営権を与えた動物園または植物園について、園ごとに管理監督するために監督委員会を組織し、その業務を定めなければならない。
 - (イ) 必要に応じて、監督委員会を改編または廃止することができる。
23. 第21条により動物園または植物園の設立運営権を得た者は、事業免許を取得するために、定められた方法に沿って局長宛に申請しなければならない。
24. 局長は、
 - (ア) 動物園または植物園の事業免許申請があった場合、既定の事業規定を満たしているかについて精査した上で、事業免許の発給または発給拒否を行うことができる。
 - (イ) 動物園または植物園に関する事業免許に関する規則を定めなければならない。
 - (ウ) 事業免許の取得者が、順守しなければならない規則に違反した場合、大臣の承認を得て、事業免許の一時停止または免許の取り消しを行うことができる。
25. 動物園または植物園の事業免許の取得者は、
 - (ア) 局長が定める事業免許に関する規則を遵守しなければならない。
 - (イ) 事業免許に関する税金等を、定められた方法により、ミャンマー通貨または外貨

で納めなければならない。

- (ウ) 事業免許の有効期限が切れる前に死亡した場合、当該者の相続人は定められた方法で局長宛に申請しなければならない。

第8章 登録

26.

(ア) この法律が施行される前に、特定保護野生動物の一部を記念として、または伝統に則り保有している者または身に付けている者は、森林省が定めた方法により、管轄する市の森林局で登録しなければならない。

(イ) (ア) 項により登録している者から伝統に則り相続する者を除いて、他の方法で受贈した者は、森林局が定めた方法により、管轄する市の森林局で登録しなければならない。

(ウ) この法律が施行された後、特定保護野生動物の調査研究を行うために第16条(ア)項により捕獲権、保有権を取得した省庁、政府機関または非政府組織は、その野生動物の一部分を調査研究するため、または記念として保有するため、所持を望む場合は、森林省が定める方法により登録しなければならない。

27. 局長から登録に関する業務を務めるよう任命された森林官は、

(ア) 第26条による登録申請を、定められた方法に則って精査し、登録することまたは登録を拒否することができる。

(イ) (ア) 項により登録した場合、申請者に登録証を発給しなければならない。

第9章 行政処分

28. 森林局職員は、行政処分を行うために、捜索、証拠品の没収、管理等に関して、定められた方法に則って、実施しなければならない。

29. 森林官は、自然地区、または政府が管理運営する若しくは政府が資本参加する動物園若しくは植物園内で、下記の違反行為を行ったものに対して1000チャット以下の罰金を納めるよう行政処分命令を下すことができる。

(ア) 公衆による見学が許されている場所に、定められた規則に沿わない方法で、侵入すること。

(イ) 公衆による見学及び余暇活動が許されている場所を除く進入禁止区域に、許可なく、進入すること。

(ウ) 飼育されている動物に餌を食べさせること、放牧すること、または追い込むこと。

(エ) 保護野生動物を脅かすこと、または故意に妨害すること。

(オ) 野生植物及び植えられている植物を許可なく採取すること、または傷つけること。

30. 森林官は、自然地区、または政府が管理運営する若しくは政府が資本参加する動物園若しくは植物園内で、下記の違反行為を行ったものに対して 5000 チャット以下の罰金を納めるよう行政処分命令を下すことができる。
- (ア) 特定立入禁止区域に許可なく侵入すること。
 - (イ) 許可なく、映画またはビデオを撮影すること。
 - (ウ) 土地を掘り起こすこと、耕作すること、または事業を行うこと。
 - (エ) 植えられている植物を持ち出すこと、採取すること、またはいずれかの方法で傷つけること。
31. 森林官は季節保護野生動物を、禁止された期間内に、許可なく殺害する、狩猟する、負傷させるまたは事業を目的として飼育する者に対して、10000 チャット以下の罰金を納めるよう行政処分を下すことができる。
32. 森林官は、
- (ア) 行政処分に関する命令を下す場合、自然地区、または政府が管理運営する若しくは政府が資本参加する動物園若しくは植物園内から得られたものを国庫に没収しなければならない。
 - (イ) 国庫に没収されたものを、定められた方法に沿って、管理しなければならない。

第 10 章

嘆願

33. 森林官が下した行政処分命令を不服とする者は、当該命令が下された日から 30 日以内に局長に嘆願することができる。
34. 局長の決定が、最終決定である。

第 11 条

罰則

35. 下記に定められたことに違反し、有罪の判決を受けた者は、3 年以下の禁固刑、または 10000 チャット以下の罰金、またはその両方の罰則に処する。
- (ア) 無免許で狩猟を行うこと。
 - (イ) 狩猟免許規則に違反すること。
 - (ウ) 一般保護野生動物を許可なく事業を目的として飼育すること。
 - (エ) 自然地区内で意図的に水環境や大気を汚染すること、水の流れを破壊すること、または水に毒を入れること。
 - (オ) 自然地区内で毒性のある物質または化学汚染物質を保持していることまたは廃棄すること。
 - (カ) 動物園または植物園の事業免許を取得せずに設立営業すること。
36. 下記に定められたことに違反し、有罪の判決を受けた者は、5 年以下の禁固刑、また

- は 30000 チャット以下の罰金、またはその両方の罰則に処する。
- (ア) 一般保護野生動物を許可なく殺害すること、狩猟すること、または傷つけること、その野生動物またはその一部を許可なく保有すること、販売すること、持ち運ぶこと、または譲渡すること。
 - (イ) 保護野生植物を指定地域内から許可なく持ち出すことまたは傷つけること。
 - (ウ) 自然地区内で生態系または自然の状態を破壊すること。
 - (エ) 自然地区の境界標または政府が管理運営する若しくは政府が資本参加する動物園若しくは植物園の境界標を許可なく交換すること、移動すること、破壊すること、またはその形状を破壊すること。
37. 下記に定められたことに違反し、有罪の判決を受けた者は、7 年以下の禁固刑、または 50000 チャット以下の罰金、またはその両方の罰則に処する。
- (ア) 特定保護野生動物を許可なく殺害すること、狩猟すること、または傷つけること、その野生動物またはその一部を許可なく保有すること、販売すること、持ち運ぶこと、または譲渡すること。
 - (イ) 特定野生動物並びに保護自然植物、またはその一部を局長による証明書なくして海外に送ること。
38. 第 36 条 (ア) 項及び第 37 条 (ア) 項にある規定は、
- (ア) 一般保護野生動物及び季節保護野生動物の一部を記念品として、または伝統に則り、保有することまたは身に付けることには適用されない。
 - (イ) 特定保護野生動物の一部を第 27 条 (イ) 項により発給される登録証を取得して保有することまたは身に付けることには適用されない。
 - (ウ) 保護野生動物の一部を使用し調合される薬を保有すること、使用すること、販売すること、持ち運ぶことまたは贈与することには適用されない。
39. 裁判所はこの法律により起訴された罪状に関して、有罪が確定された場合は、当該罰則に加えて、
- (ア) 有罪確定者による森林局の所有財産の被害額について森林局に賠償金を支払うよう命令することができる。
 - (イ) 刑事事件に関係する野生動物、野生植物及びその一部を国庫に没収し、森林局に譲渡しなければならない。
 - (ウ) 刑事事件に関する車両、動物及びその他の物、道具を国庫に没収するよう命令を下すことができる。

第 12 条

雑則

40. 1936 年野生生物保護法により公告されている野生動物保護区を、この法律により自然地区として指定する野生動物保護区とみなす。

41. この法律により起訴された刑事事件に関する証拠物の裁判所への送付が難しい場合、当該証拠物の裁判所への送付は必要なく、その保管状態についての報告書または関連するその他の証拠書面をもって、提出することができる。このような形での提出を裁判所への証拠の提出とみなし、管轄裁判所は法に沿って手続きを行うことができる。
42. この法律により起訴を提起する場合、森林省の事前許可を取得しなければならない。
43. この法律により行政処分が下された処分または起訴された事件により訴えられた者は、押収された証拠物に関して、所有権または合法的保有権を証明する責任がある。
44. 警察は、森林職員がその職務を果たすにあたり協力を依頼された場合は、必要な協力を提供しなければならない。
45. この法律により森林局が持つ金債権を、未納税額と同様に、強制徴収しなければならない。この件に関して森林省が任命する森林官は、法律に則って農地管理官の有する執行権を有する。
46. この法律により細則、規範、命令、通知、指示が発布される前に、1936 年野生生物保護法により発布された細則、命令、通知、指示及び回覧指示は、この法律の規定に反しない限り、引き続いて効力を維持する。
47. この法律の規定を実施するにあたり、
 - (ア) 森林省は、内閣の承認を得て、細則、規範を発布することができる。
 - (イ) 森林局または森林省は、命令、通知、指示を発布することができる。
48. この法律により 1936 年野生生物保護法を廃止する。

(署名) タンシュエ
上級大将
議長
国家法秩序回復評議会